

特許行政年次報告書 2017年版

2017年6月29日、日本国特許庁（JPO）は、特許行政年次報告書2017年版¹を公表した。特許行政年次報告書は、日本の知的財産についての包括的な統計資料と、日本の知財制度における特許庁の最近の成果について詳細な説明を提供する。[2016年7月号のニュースレター](#)において、我々は年次報告書2016年版の統計データとともに五大特許庁の特許出願の傾向を報告した。本記事では、特許行政年次報告書2017年版から特許統計の重要な特徴を示し、前回の記事を更新する。

(1) 中国特許出願は増加し続ける

[2016年7月号のニュースレター](#)において報告したように、中国に出願される特許出願の件数は、近年著しく増加してきた。以下の特許行政年次報告書2017年版（図1-1-17）から転載した図1²に示すように、2016年には、中華人民共和国国家知識産権局（SIPPO）への特許出願件数は、前年から約21.5%増加し、130万件に達した。

¹ https://www.jpo.go.jp/shiryoutou/shin/nenji/nenpou2017_index.htm（日本語のみ）[JPO Status Report 2017](#)も参照。

² X軸は年を示し、Y軸は特許査定率（%）を示す（1 = 1万件）。

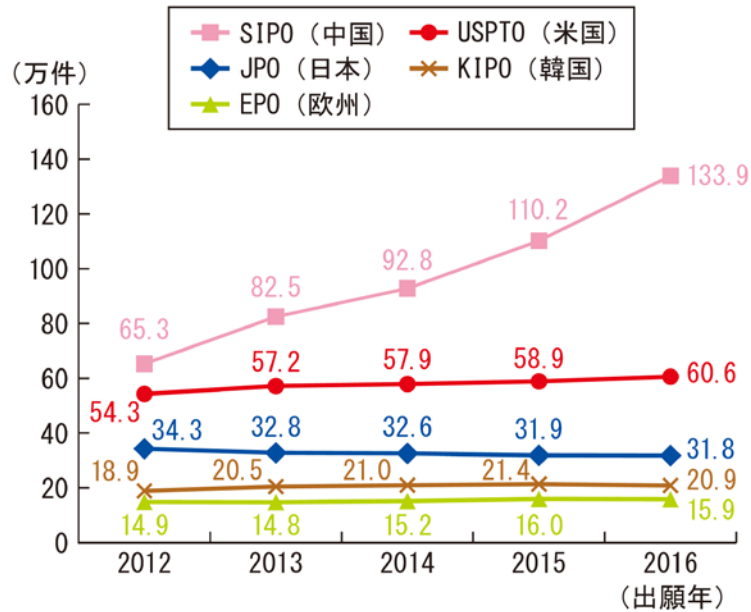


図 1

2016年の中国特許出願件数は、米国の約2.2倍、日本の4.2倍であった。したがって、中国はその急成長の勢いを維持し続けており、増加する全世界の特許出願件数に大きく貢献している。

(2) 2016年の日本の特許出願は再びわずかに減少した

[以前のニュースレター](#)において説明したように、他の主要な特許庁における特許出願の傾向とは異なり、日本では特許出願減少の長期的な傾向がある。

過去10年にわたって、日本では特許出願件数が徐々に減少してきた。年次報告書2017年版によれば、2016年は、日本国特許庁に318,381件の特許出願³がなされ、前年から約0.1%減少した。

³ 件数は日本国特許庁に出願された国内特許出願及び国内移行した出願の合計である。

したがって、減少傾向は2016年も続いたが、減少は比較的小さかった。

対照的に、日本国特許庁における特許査定率は、ここ数年で顕著に増加した。年次報告書2017年版によれば、2016年には、特許査定率はさらに改善し、75.8%に達した。興味深いことに、以下の図2に示すように、日本国特許庁における特許査定率と特許出願件数は、反対の傾向がみられる

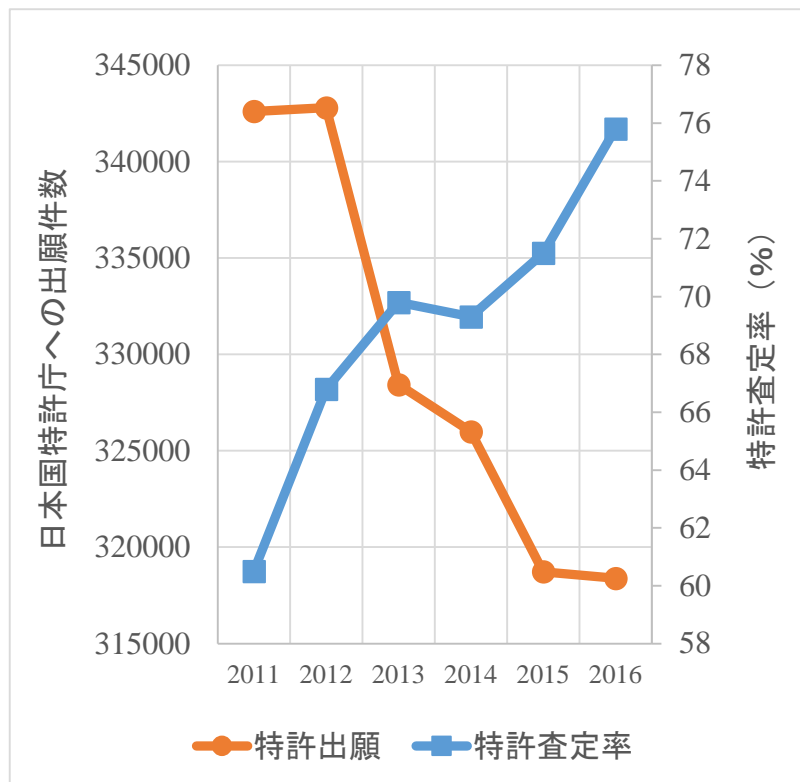


図2

日本発の特許出願総数は2012年から大きく変化していないが、日本国特許庁に出願されるPCT出願の件数は着実に増加してきた。年次報告書2017年版によれば、2016年には44,495件のPCT出願が日本国特許庁に提出され、前年から約3.2%増加した。

2016年、日本の出願人は、USPTOには85,313件（約1.2%減）、SIPOには39,207件（約2.2%減）、EPOには21,007件（約1.9%減）、KIPOには14,773件（約3.3%減）の特許出願を行った。このデータから、日本の出願人は、外国出願については主に米国で行っていることが示唆される。

(3) 2016年には、約1,200件の付与後異議申立が提出された

特許行政年次報告書2017年版によれば、日本では、2016年には1,214件の特許付与後の異議申立て（Post-grant Opposition；PGO）が提出された。日本国特許庁は、特許付与後の異議申立ての制度を2003年に廃止したが、2015年には復活させた。従前の特許付与後の異議申立て制度においては、少なくとも3,000件の異議申立てが毎年提出されていた。したがって、新制度における特許付与後の異議申立ての件数は、旧制度で提出された異議申立ての件数より顕著に少ない。

さらに、2016年においては、特許付与後の異議申立ての平均審理期間は5.8か月であったため、無効審判の平均審理期間（10.5か月）よりも短い。しかしながら、日本国特許庁は、特許付与後の異議申立ては2015年に再導入され、平均値の計算には、維持決定より多くの時間を要する取消決定が除かれていたため、2016年の特許付与後の異議申立ての平均審理期間は短かったと述べている。したがって、来年の特許付与後の異議申立ての平均審理期間は、長くなるかもしれない。

(4) まとめ

国際的な観点からは、多くが中国の出願人によってなされる中国特許出願が、世界の特許出願の総数に最も貢献している。一方で、多くが日本の出願人によってなされる日本の特許出願は、特許査定率を改善しながらも徐々に減少しており、かつてないほどに日本の出願人が特許出願を厳選していることが示唆される。